

関東学院大学経済学部履修規程

(平成11年3月27日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学学則（以下「学則」という。）に基づき、経済学部（以下「本学部」という。）における授業科目（以下「科目」という。）の履修及び単位の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(単位制度)

第2条 本学部における学修課程は、単位制度を採用する。

2 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 90分授業を「2時間」とみなす。

(単位の認定)

第3条 単位の認定は、試験によって行う。

2 試験については、別に定める試験規程に従う。

3 試験の成績は、秀・優・良・可・不可であらわし、可以上を合格とし、単位修得を認め、不可は不合格として単位修得を認めない。

4 試験規程第11条により、再試験は行わない。

5 修得した単位の取消しは認めない。

6 一度修得した科目（既得科目）を再履修することはできない。

7 当学期の成績表は、原則として次学期の初めに配付する。ただし、卒業査定対象者には、卒業有資格者発表日においても配付する。

(GPAの算出)

第3条の2 2011年度以降入学生のGPAは、成績評価の評語のうち、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1、「不可」を0に換算した数値をそれぞれの評価点とし、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た数値の合計を履修登録科目の総単位数で除して算出することとする。

2 前項の算出には、成績評価の評語が「認」、「合」の科目、諸課程（教職・司書）開講科目、自由科目及び第22条第11号に該当する科目の単位数は含まないこととする。

(新入生の既修得単位の認定)

第4条 大学または短期大学を卒業または中退し、新たに本学部の第1 Semesterに入学した学生の既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、60単位を超えない範囲で本学部の単位として認定することがある。

2 本学と教育交流を行う高等学校の生徒が、本学特別履修生として修得した科目は、単位を認定することがある。

3 前項の単位認定は入学年度の4月に行う。

4 単位認定を希望する者は、春学期の履修登録提出日までに教務課へ申し出なければならない。

(編入学生の既修得単位の認定)

第5条 編入学生が編入学前の大学等で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、一定の基準により、本学部の単位として認定する。

(第3年次への進級要件)

第6条 第4 Semesterから第5 Semesterに進級するための要件は、第4 Semesterまでの修得単位数の合計が36単位以上とする。ただし、諸課程（教職・司書）及び自由科目の単位は、これに算入することができない。

(卒業の要件)

第7条 本学部にて8 Semester以上在学し、卒業所要単位数（各科目の構成要件及び総単位数）を修得した者は、教授会の議を経て卒業と認め、本学学位規則に定めるところにより学士の学位を授与する。ただし、諸課程（教職・司書）及び自由科目の単位は、卒業所要単位数に算入することができない。

(科目の区分)

第8条 科目の区分は次の各号による。

(1) 2017年度以降の入学生に適用する科目区分

科目区分		細目分類	
共通科目	キャリア科目	全学キャリア科目／学部キャリア科目	
	総合科目	総合基礎科目／総合テーマ科目	
	外国語科目	選択必修英語A／選択英語A／選択必修英語B ／選択英語B／英語以外の外国語	
専門科目 (専門分野4コース)	法学科目		
	経済学科目	コース共通科目	入門科目／導入科目／基幹科目A／実践経済科目／グローバル人材育成プログラム科目／基幹科目B
		コース科目	
	経営学科目		
専門ゼミナール	ゼミナール		
専門科目 (複合2コース)	法学科目		
	経済学科目	コース共通科目	入門科目／導入科目／基礎科目／実践経済科目／グローバル人材育成プログラム科目
		コース科目	
	複合テーマ科目	コース共通科目	基本科目／グローバル人材育成プログラム科目
		コース科目	
専門ゼミナール	ゼミナール		

(2) 2015年度～2016年度の入学生に適用する科目区分

科目区分		細目分類	
共通科目	キャリア科目	全学キャリア科目／学部キャリア科目	
	総合科目	総合基礎科目／総合テーマ科目	
	外国語科目	選択必修英語A／選択英語A／選択必修英語B ／選択英語B／英語以外の外国語	
専門科目	法学科目		
	経済学科目	コース共通科目	入門科目／導入科目／基幹科目A／実践経済科目／グローバル人材育成プログラム科目／基幹科目B
		コース科目	
	経営学科目	基本科目	入門科目／経営系科目／商学系科目／会計系科目／情報系科目／グローバル人材育成プログラム科目
		コース科目	
実践系科目		実践ビジネス科目／現代ビジネス講座／資格取得講座	
専門ゼミナール	ゼミナール		

(3) 2011年度～2014年度の入学生に適用する科目区分

科目区分		細目分類	
共通科目	総合科目	総合基礎科目／総合テーマ科目	
	外国語科目	選択必修英語／選択必修英語以外の英語科目 ／英語以外の外国語	
専門科目	法学科目		
	経済学科目	コース共通科目	入門科目／基幹科目A／基幹科目B
		コース科目	
	経営学科目	基本科目	
発展科目			
専門ゼミナール	ゼミナール		

(4) 2006年度～2010年度の入学生に適用する科目区分

科目区分		細目分類	
共通科目	総合科目	総合基礎科目／総合テーマ科目	
	外国語科目	選択必修英語／選択英語／英語以外の外国語	
専門科目	法学科目		
	経済学科目	コース共通科目	入門科目／基幹科目A群／基幹科目B群
		コース専門科目	コース基礎科目／コース応用科目
	経営学科目	コース共通科目	入門科目／基礎科目／応用科目
		コース専門科目	基礎科目／応用科目
専門ゼミナール	ゼミナール		

(卒業所要単位数)

第9条 卒業所要単位数(各科目の構成要件及び総単位数)は、次の各号による。

(1) 経済学科の卒業所要単位数

① 2017年度以降の入学生

科目区分		各科目の構成要件(最少必要単位数)		必要総単位数	
共通科目	キャリア科目	キャリア科目より 4単位		4単位以上	
	総合科目	必修科目2科目 2単位		左記修得単位を含めて 24単位以上	
		総合基礎科目より 10単位			
		総合テーマ科目より 8単位			
	外国語科目	選択必修英語Aより (選択英語Aで代替可) 4単位		12単位以上	
選択必修英語Bより (ただし、選択英語Aおよび選択英語Bで代替可。また、4単位まで「英語以外の外国語」で代替可) 8単位					
専門科目	法学科目	法学科目より 4単位		4単位以上	
	A (産業経済、公共経済、情報経済、国際経済コース)	経済学科目	コース共通科目	16単位 基幹科目A、入門科目、導入科目より (ただし、基幹科目Aより10単位を含む)	※A: 64単位以上 ※B: 72単位以上 ※選択したコースのなかから取得
			実践経済科目、グローバル人材育成プログラム科目、基幹科目Bより 16単位		
		コース科目	14単位		
	経営学科目	経営学科目(経営学入門を除く) 4単位			
	B (ワーク&ライフ、国際化と地域社会コース)	経済学科目	コース共通科目	18単位 入門科目、導入科目、基礎科目、実践経済科目、グローバル人材育成プログラム科目より (ただし、基礎科目より選択必修科目10単位を含む)	
			コース科目	16単位 (ただし、4単位までGP科目で代替可)	
		複合テーマ科目	コース共通科目	12単位 基本科目、グローバル人材育成プログラム科目より (ただし、選択必修科目6単位を含む)	
	コース科目		12単位 所属コース科目より (ただし、選択必修科目10単位を含む)		
	専門ゼミナール	ゼミナールI~V 10単位 (ゼミナール非修了者は0単位)		10単位 (ゼミナール非修了者は0単位)	
自主選択科目	A: 20単位 B: 12単位 (ゼミナール非修了者は28単位)		※A: 20単位以上 (ゼミナール非修了者は36単位) ※B: 12単位以上 (ゼミナール非修了者は28単位)		
総単位数			124単位以上 (ゼミナール非修了者は130単位)		

※A: 産業経済、公共経済、情報経済、国際経済コースを選択した場合の必要単位数

※B: ワーク&ライフ、国際化と地域社会コースを選択した場合の必要単位数

② 2015年度～2016年度の入学生

科目区分		各科目の構成要件 (最少必要単位数)		必要総単位数
共通科目	キャリア科目	キャリア科目より 4 単位		4 単位以上
	総合科目	必修科目 2 科目 2 単位		左記修得単位を含めて 24 単位以上
		総合基礎科目より 10 単位		
		総合テーマ科目より 8 単位		
	外国語科目	選択必修英語 A より (選択英語 A で代替可) 4 単位		12 単位以上
選択必修英語 B より 8 単位 (ただし、選択英語 A および選択英語 B で代替可。 また、4 単位まで「英語以外の外国語」で代替可)				
専門科目	法学科目	法学科目より 4 単位		64 単位以上 (ゼミナール非修了者は 54 単位)
	経済学科目	コース 共通 科目	16 単位 基幹科目 A、入門科目、導入科目より (ただし、基幹科目 A より 10 単位を含む)	
			16 単位 基幹科目 B、実践経済科目、グローバル人材育成プログラム科目より	
			14 単位 コース科目	
	経営学科目	経営学科目 (経営学入門を除く) 4 単位		
	専門ゼミナール	ゼミナール I～V 10 単位 (ゼミナール非修了者は 0 単位)		
自主選択科目	20 単位 (ゼミナール非修了者は 36 単位)		20 単位以上 (ゼミナール非修了者は 36 単位)	
総単位数				124 単位以上 (ゼミナール非修了者は 130 単位)

③ 2011年度～2014年度の入学生

科目区分		各科目の構成要件（最少必要単位数）		必要総単位数
共通科目	総合科目	必修科目	2科目 2単位	左記修得単位を含めて 28単位以上
		総合基礎科目より	10単位	
		総合テーマ科目より	8単位	
	外国語科目	選択必修英語1セメスター配当科目より	2単位	12単位以上
選択必修英語2セメスター配当科目より		2単位		
		選択必修英語以外の英語科目より	8単位	
		ただし、4単位までは「英語以外の外国語」で代替することができる		
専門科目	法学科目	法学科目より	4単位	64単位以上
	経済学科目	コース共通科目		
		入門科目・基幹科目Aより	16単位	
		(ただし、基幹科目Aより10単位を含む)		
	基幹科目Bより	16単位		
コース科目	14単位			
経営学科目	経営学科目（経営学入門を除く）より	4単位		
専門ゼミナール	ゼミナールI～V (ゼミナール代替科目10単位)	10単位		
自主選択科目		20単位	20単位以上	
総単位数			124単位以上	

④ 2006年度～2010年度の入学生

科目区分		各科目の構成要件（最少必要単位数）		必要総単位数
共通科目	総合科目	必修科目	2科目 2単位	左記修得科目の単位を含めて 28単位以上
		総合基礎科目より	8単位	
		総合テーマ科目より	8単位	
	外国語科目	選択必修英語1セメスター配当科目より	2単位	12単位以上
選択必修英語2セメスター配当科目より		2単位		
		選択必修英語3, 4セメスター配当科目より	8単位	
		ただし、4単位までは「英語以外の外国語」で代替することができる		
専門科目	法学科目	法学科目より	4単位	64単位以上
	経済学科目	コース共通科目		
		基幹科目A群より	12単位	
		(Iから3科目6単位、IIから3科目6単位)		
	入門科目・基幹科目B群より	18単位		
コース専門科目				
コース基礎科目・コース応用科目より	16単位			
経営学科目	経営学科目（経営学入門を除く）より	4単位		
専門ゼミナール	ゼミナールI～V (ゼミナール代替科目10単位)	10単位		
自主選択科目		20単位	20単位以上	
総単位数			124単位以上	

(2) 経営学科の卒業所要単位数

① 2015年度以降の入学生

科目区分		各科目の構成要件 (最小必要単位数)	必要総単位数
共通科目	キャリア科目	キャリア科目より 4単位	4単位以上
	総合科目	必修科目2科目 2単位	左記修得単位を含めて 24単位以上
		総合基礎科目より 10単位	
		総合テーマ科目より 8単位	
	外国語科目	選択必修英語Aより (選択英語Aで代替可) 4単位	12単位以上
選択必修英語Bより (ただし、選択英語Aおよび選択英語Bで代替可。また、4単位まで「英語以外の外国語」で代替可) 8単位			
専門科目	法学科目	法学科目より 4単位	64単位以上 (ゼミナール非修了者は54単位)
	経営学科目	基本科目より 26単位	
		コース科目より 16単位	
		実践系科目より 4単位	
	経済学科目	経済学科目より 4単位 (ただし、経済学入門を除く)	
専門ゼミナール	ゼミナールI～V 10単位 (ゼミナール非修了者は0単位)		
自主選択科目	20単位 (ゼミナール非修了者は36単位)	20単位以上 (ゼミナール非修了者は36単位)	
総単位数		124単位以上 (ゼミナール非修了者は130単位)	

② 2011年度～2014年度の入学生

科目区分		各科目の構成要件 (最少必要単位数)	必要総単位数
共通科目	総合科目	必修科目 2科目 2単位	左記修得単位を含めて 28単位以上
		総合基礎科目より 10単位	
		総合テーマ科目より 8単位	
	外国語科目	選択必修英語1 Semester 配当科目より 2単位	12単位以上
選択必修英語2 Semester 配当科目より 2単位			
選択必修英語以外の英語科目より 8単位 ただし、4単位までは「英語以外の外国語」で代替することができる			
専門科目	法学科目	法学科目より 4単位	64単位以上
	経営学科目	基本科目より 26単位	
		発展科目より 20単位	
	経済学科目	経済学科目 (経済学入門を除く) より 4単位	
	専門ゼミナール	ゼミナールI～V 10単位 (ゼミナール代替科目10単位)	
自主選択科目	20単位	20単位以上	
総単位数		124単位以上	

③ 2006年度～2010年度の入学生

科目区分		各科目の構成要件（最少必要単位数）		必要総単位数
共通科目	総合科目	必修科目	2科目 2単位	左記修得科目の単位を含めて 28単位以上
		総合基礎科目より	8単位	
		総合テーマ科目より	8単位	
	外国語科目	選択必修英語1セメスター配当科目より	2単位	12単位以上
選択必修英語2セメスター配当科目より		2単位		
選択必修英語3, 4セメスター配当科目より ただし、4単位までは「英語以外の外国語」で代替することができる		8単位		
専門科目	法学科目	指定された選択必修科目*より (I、IIは問わない) *会社法I・II、民法I・II、経済法I・II、 労働法I・II、行政法I・II	4単位	60単位以上
	経営学科目	コース共通科目 入門科目・基礎科目・応用科目より	26単位	
		コース専門科目 基礎科目・応用科目より	16単位	
	経済学科目	経済学科目（経済学入門を除く）より	4単位	
	専門ゼミナール	ゼミナールI～V (ゼミナール代替科目10単位)	10単位	
自主選択科目	24単位		24単位以上	
総単位数				124単位以上

(専門ゼミナールの履修)

第10条 専門ゼミナールの履修については、次の各号による。

- (1) 専門ゼミナールの選択登録は、第3セメスター（原則として春学期）に行う。ただし、秋学期に2年次（第3セメスター）に進級する学生は第4セメスター（春学期）に行うことができる。
- (2) 専門ゼミナールは、開講するすべての専門ゼミナールの中から、所属学科に関わりなく履修することができる。
- (3) 専門ゼミナールは10単位を第4セメスター以降、原則として同一教員の専門ゼミナールを継続履修するものとする。
- (4) 本規程第6条の定めにより第4セメスター原級止めとなった者の内、「ゼミナールI」の単位を修得した者は、第5セメスター進級後に同一教員の「ゼミナールII」を履修する。
- (5) 2015年度以降の入学生で、前セメスターに「ゼミナールI～IV」の単位を修得した者、もしくは前セメスターに「ゼミナールIV・V」の単位を修得できなかった者は、自動的にゼミナール修了者の構成要件が適用され、ゼミナールを継続履修することになる。
- (6) 2015年度以降の入学生で、「ゼミナールI」、「ゼミナールII」、「ゼミナールIII」の単位をそれぞれ修得できなかった者は、ゼミナールの継続は認められない。この場合、それまでに単位修得していた「ゼミナールI・II」の単位は自由科目となり、卒業所要単位に算入されない。
- (7) 2014年度以前の入学生で、本規程第6条の定めにより第4セメスター原級止めとなった者の内、「ゼミナールI」の単位を修得できなかった者は、ゼミナールの継続は認められない。第5セメスター進級後にゼミナール代替科目を履修しなければならない。
- (8) 2014年度以前の入学生で、「ゼミナールI」、「ゼミナールII」、「ゼミナールIII」の単位をそれぞれ修得できなかった者は、ゼミナールの継続は認められない。ゼミナール代替科目を履修することになる。またこの場合、単位修得していた「ゼミナールI・II」は自由科目となり、卒業所要単位に参入されない。

(ゼミナール非修了者の扱い) 2015年度以降入学生に適用

第11条 ゼミナール非修了者の履修については、次の各号による。

- (1) ゼミナール非修了者は、専門ゼミナール10単位の代わりに自主選択科目を16単位追加で履修しなければならない。ゼミナール非修了者の卒業所要単位数は130単位となる。
- (2) 「ゼミナールI～III」の単位を修得できなかった者には、翌セメスターから自動的にゼミナール非修了者の構成要件が適用される。
- (3) 第10条(5)に該当する者が、ゼミナール非修了者の構成要件の適用を希望する場合、当該セメスターの履修登録期間内に「ゼミナール履修取消願」を教務課に提出し、教務委員会の承認を得なければならない。
- (4) 「ゼミナール履修取消願」が承認された者には、承認されたセメスターからゼミナール非修了

者の構成要件が適用される。この構成要件を過去に遡って適用することはできない。

(5) 「ゼミナール履修取消願」を提出し承認された者が、当該セメスターにゼミナールの代わりに別の科目を追加で履修することはできない。

(6) ゼミナール非修了者の構成要件が適用されると、当該学生がそれまでに修得した「ゼミナールⅠ～Ⅳ」の単位はすべて自由科目となり、卒業所要単位に算入されない。

(7) ゼミナール非修了者の構成要件が適用された者が、再度ゼミナールを履修することはできない。

(ゼミナール代替科目の履修) 2014年度以前入学生に適用

第11条の2 ゼミナール代替科目の履修については、次の各号による。

(1) 第10条に定める専門ゼミナールを履修しない者は、ゼミナール代替科目10単位を履修しなければならない。

(2) ゼミナール代替科目を履修する場合は、第5セメスターに2科目4単位、第6セメスターに2科目4単位、第7セメスターに2科目4単位、第8セメスターに2科目4単位を履修することができる。

ゼミナール代替科目として登録した科目の修得単位で、ゼミナール代替科目の必要単位を超えた単位は、自主選択科目として認定する。

(3) ゼミナール代替科目は、別に定める。

(4) ゼミナール代替科目については、受講者制限(予備登録)を行う。

(6・7講時開講科目の履修)

第12条 削除

(昼間時間帯科目の履修)

第13条 削除

(他学部科目の履修)

第14条 指定されている他学部の授業科目を履修する場合は、履修登録届提出時に所定の他学部受講届を教務課に提出しなければならない。

2 前項で修得した単位は、卒業所要単位の自主選択科目として認定する。ただし、16単位を超えることはできない。

3 指定されていない他学部の授業科目を履修する場合は、所定の他学部受講願を教務課に提出して許可を受けなければならない。

4 前項で修得した単位は、卒業所要単位に算入することができない。

(副専攻課程への履修)

第14条の2 他学部が設置する副専攻課程を履修する場合は、春学期履修登録時に所定の副専攻履修願を教務課へ提出し、許可を受けなければならない。

2 前項で修得した単位は、卒業所要単位の自主選択科目として認定する。ただし、前条第2項に定める単位と合わせて16単位を超えることはできない。

(他の大学における授業科目の履修等)

第15条 横浜市内大学間単位互換協定大学で単位互換履修生として、授業科目を履修し修得した単位は、本規程第4条第1項および第2項に定める単位と合わせて60単位を超えない範囲で本学部の単位として認定することがある。

2 前項の単位は、卒業所要単位の自主選択科目として認定することができる。ただし、本規程第14条第2項に定める単位と合わせて16単位を超えることができない。

3 札幌学院大学との協定による単位互換特別履修生については別に定める

(海外語学研修の単位認定)

第15条の2 本学の国際センターが主催する語学研修については、各外国語1回に限り、卒業所要単位として認定する。ただし、第14条第2項及び第14条の2第2項に定める単位と合わせて16単位を超えることはできない。

(留学により修得した単位の認定)

第16条 学生が、別に定める「学生の外国留学に関する規程」に基づき、留学により修得した単位は、本規程第4条第1項、第2項および第15条第1項に定める単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学部の単位として認定することがある。

(大学以外の教育施設等における学修による単位認定)

第17条 大学以外の教育施設等における学修として、各種資格・検定試験により修得した資格及び成績は、本規程第4条第1項、第2項、第15条第1項および第16条に定める単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学部の単位として認定することがある。

(外国人留学生科目の履修)

第18条 外国人留学生を対象に外国人留学生科目を開設する。

2 外国人留学生科目を履修し修得した単位は、「授業科目配当表」の科目区分により、卒業所要単位数として算入することができる。

(転部・転科・再入学・復学生の履修)

第19条 転部・転科の学生または退学後に再入学した学生の履修については、原則として転入または再入学した年次の履修規程を適用する。

2 休学した学生が復学する場合の履修については、休学時の履修規程を適用する。

(コース変更した学生の履修)

第20条 削除

(編入学生の履修)

第21条 編入学生の履修については、編入年次の履修規程を適用する。

(履修登録手続き)

第22条 履修登録の手続きは、次の各号による。

- (1) 年度末または年度初めに期日を定め、履修要綱、授業概要を配布し、履修指導を行う。
- (2) 当該年度に履修するすべての科目を「Web履修システム」または「履修登録届用紙」を用いて申請し、所定の期日までに登録を完了しなければならない。
- (3) 秋学期初めに期日を定め、秋学期履修登録の変更を受け付ける。
- (4) 所定の期日以後は、原則として履修登録を受け付けない。ただし、履修登録遅延の理由について、学部長がやむを得ないと認めた場合に限り、履修登録を認めることがある。この場合でも、春学期もしくは秋学期全授業期間の3分の1を経過したときは認めることができない。
- (5) 第4セメスター開講科目「ゼミナールⅠ」を必ず履修登録しなければならない。ただし、秋学期に2年次(第3セメスター)に進級する学生は、第5セメスターにおいて履修することができる。「ゼミナールⅠ」の履修登録は、面接による合否結果等に基づき教務課が行う。
- (6) 第1セメスター開講科目「基礎ゼミナール」、「パソコン入門」(2012年度以前の入学生)、「KGUキャリアデザイン入門」、第2セメスター開講科目「プレゼミナール」を必ず履修登録しなければならない。
- (7) 経済学科の入学生は第1セメスター開講科目「経済学入門」を必ず履修登録しなければならない。経営学科の入学生は第1セメスター開講科目「経営学入門」を必ず履修登録しなければならない。
- (8) 申請した履修登録科目は、所定の期日に「Web履修システム」または「学生ポータルシステム」で確認をしなければならない。登録内容に不備がある場合は所定の期間内に修正の手続きをしなければならない。
- (9) 履修未登録科目を受講し、試験を受けても単位を修得することはできない。
- (10) 履修登録申請後に、科目の追加・変更は、原則として認めない。
- (11) 2011年度以降の入学生は、春学期及び秋学期に期日を定め、履修登録科目の取消しを申請することができる。なお、履修登録の取消しを申請できない科目については別に定める。また、履修取消しをした科目の代わりに新たに科目を履修することはできない。

(履修登録制限単位数)

第23条 各学期における履修登録制限単位数は22単位とする。

2 次の各号に該当する場合は、前項の限りではない。

- (1) 「ゼミナールⅠ」の単位は、上表の制限単位数に算入しない。
- (2) 「海外語学演習[英語]」、「海外語学演習[中国語]」、「海外語学演習[韓国語]」、「海外語学演習[フランス語]」、「海外語学演習[ドイツ語]」、「KGUインターンシップⅠ(事前指導)」、「KGUインターンシップⅡ(実習)」及び「海外ボランティア論」の単位は、上表の制限単位数に算入しない。
- (3) 諸課程(教職・司書)開講科目の単位及び諸課程に関わる単位取得のための他学部開講科目の単位は、上表の制限単位数に算入しない。ただし、教科に関する本学部の専門科目の単位は、履修登録制限単位数に含まれる。

(履修登録に関する細目)

第24条 履修登録に際しては次の各号に従うものとする。

- (1) クラスを指定される科目については、指定されたクラス以外で履修することは、原則として認めない。
- (2) 配当セメスターに従って履修することとし、上級セメスター配当科目はそのセメスターに達していない者は履修することができない。
- (3) 同一講時に2科目以上の科目を登録した場合は、それらの科目をすべて無効とする。なお、「ゼミナールⅠ」については、ゼミナール決定後、ゼミナール開講講時に他の科目が重複した場合は、ゼミナールを優先し、重複した科目の履修登録を無効とする。
- (4) 名称変更の科目については、旧名称で単位を修得している場合、これを再び登録することはできない。また、登録し単位を修得してもその単位は無効とする。

- (5) 特定の科目については、同じ科目名でも科目名のあとに[]で示される講義テーマが異なる場合、それぞれ別の科目として履修することができる。
- (6) 2011年度～2014年度の経営学科入学生以外は、教育目標もしくは履修目標を明確にするために学科内に設けられたコースを選択する。コースの選択と変更は次のとおりとする。
- ① 第3セメスター履修登録時に在籍する学科のいずれかのコースを選択し、登録しなければならない。
 - ② コースの変更は原則として認めないが、第4セメスター、または第5セメスター履修登録時のいずれかにコースの変更を認めることがある。この場合には所定のコース登録変更願を教務課へ提出し、許可を受けなければならない。
- (7) 金沢八景キャンパス開講科目と金沢文庫キャンパス開講科目を連続して履修することはできない。また、キャンパス間の移動時間として、1講時以上をあげなければならない。ただし、2講時と3講時については、両キャンパスで連続して履修することができる。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、経済学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月23日に改正し、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年3月8日に改正し、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年2月14日に改正し、平成14年4月1日から施行する。ただし、第6条については、平成14年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年6月6日に改正し、平成14年4月1日に遡り施行する。

附 則

この規程は、平成14年12月12日に改正し、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月27日に改正し、平成15年4月1日から施行する。ただし、第9条については、平成15年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年2月26日に改正し、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2005年（平成17年）2月10日に改正し、2005年（平成17年）4月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、2005年度以降の入学生に適用し、2004年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、2006年（平成18年）2月9日に改正し、2006年（平成18年）4月1日から施行する。

2 改正後の第10条、第11条、第12条、第13条、第17条1項、第19条、第21条6号、第21条7号、第22条2項1号及び第23条3号の規定は、2006年度以降の入学生に適用し、2005年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2007年（平成19年）3月15日に改正し、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年（平成20年）6月19日に改正し、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年（平成22年）9月9日に改正し、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2011年（平成23年）2月9日に改正し、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

2 改正後の第21条第5号及び第6号の規定は、2011年度以降の入学生に適用し、2010年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2011年（平成23年）7月21日から改正施行する。

附 則

この規程は、2012年（平成24年）3月15日に改正し、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年（平成25年）2月25日に改正し、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年（平成27年）2月20日に改正し、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年（平成28年）4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）3月27日に改正し、2017年（平成29年）4月1日から施行する。